

2022年1月改正

# 電子帳簿保存法ってなに？

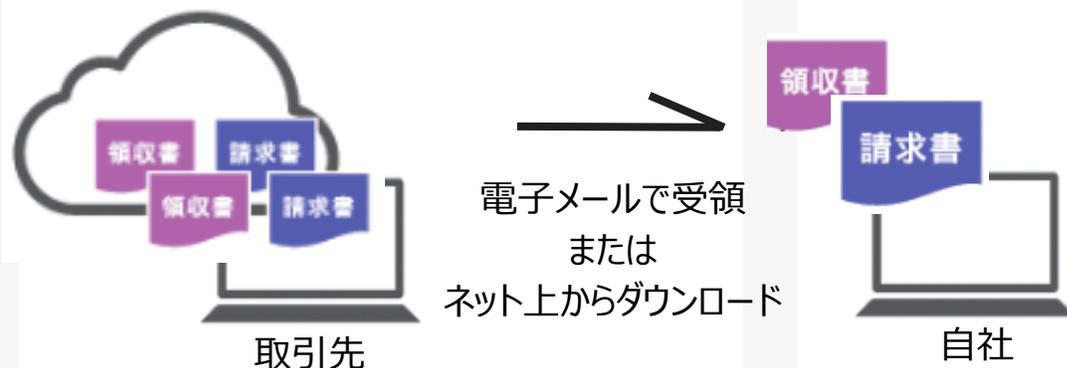
あなたの会社も対応が必要です

2023年2月14日  
株式会社アライド・システム

電子帳簿保存法とは、簡単に言えば、帳簿や決算書、請求書など国税関係帳簿・書類を、一定の条件を満たせば電子化して保存することを認める法律です

## 1. すべての会社に影響 <電子取引データの保存>

電子取引データ（PDFファイルなど）で交付または受領した電子取引の場合は、データでの保存が義務化されました。（2024年1月までは猶予期間）



罰則あり  
2024年1月以降、電子帳簿保存法に則って電子データを保存していない場合、青色申告の取り消し対象になる可能性があります。

## 2. やりたい会社だけに影響 <税務申告の帳簿>

税務署に提出する帳簿・書類の電磁的記録が提出しやすくなりました。

- 税務署長への事前承認制度が廃止されました。
- すべての要件を満たす電子帳簿（優良な電子帳簿）は、その申告漏れに課される過少申告課税が5%軽減されます。
- 次の3つに緩和された要件を満たす電子帳簿（その他の電子帳簿）でも、保存できるようになりました。
  1. システム関係書類等を備え付けること
  2. ディスプレイやプリンターを備え付け、帳簿を画面や書面に速やかに出力できること
  3. 税務職員による質問検査権に基づく帳簿のダウンロードに応じること

# 社員一人ひとりにも関係あるの？ <経費精算>

経費精算書類は国税関係帳簿書類に該当するため、電子帳簿保存法に従って保存する必要があります。2024年1月からは、Web上やメールなどの電子取引で受け取った領収書を紙で出力して保存することは認められません。電子保存することが義務付けられます。

- Amazonなどで購入したものを経費精算した場合、領収書をAmazonサイトなどでダウンロードして、印刷せずにデータのまま経費精算に出してください。
- 領収書が出ないもの（交通費など）は今まで通り、領収書なしで会社の経費精算ルールに従って行なってください。
- 紙で領収書を受領している場合には電子取引の対象外となりますので、紙の保存のままでも問題ありません。もしくは、スキャナ保存制度に従い、経理担当者が紙を電子化して保存することになります。紙のままかスキャナ保存かは、会社のルールに従ってください。<理由：電子と紙と両方で管理するのが大変なので、紙で受け取った領収書も電子にしてしまう、という企業が増えると予想されます>

電子レシートも今後増えてくること予想されます

## タイムスタンプってなに？

タイムスタンプとは、時刻情報とハッシュ値の刻印により電子化した書類データの原本性を担保するためのものです。電子帳簿保存法では、請求書・領収書などを保存する場合、タイムスタンプの付与されていないPDFなどの電子データを保存しているだけでは保存要件を満たしていないことになります。

- タイムスタンプが付与されている領収書・請求書なのか確認する
- 付与されていないものを受け取った場合、認定されている5社のうちいずれかと契約してタイムスタンプを付与する必要があります（アマノ、セイコーソリューションズ、TKCなど）
- 但し、電子帳簿保存法に対応した会計ソフトや経費精算ソフトを利用して保存する場合はタイムスタンプが付与されていない電子データでも保存要件が満たされることになっています（このことから、経費ソフトなどを利用する場合はタイムスタンプは“不要”と解釈できます）

“改正”電子帳簿保存法と言っても、タイムスタンプを自社で付与するか、経費精算ソフトを利用するなど、まだまだコスト的ハードルは高いと思います